

ボランティア保険について

『学生のスポーツボランティア活動』を行うときに加入する保険名称

学研災付帯賠償責任保険(略称「インターン賠」)

(日本国際教育支援協会)

- 保険の内容
国内において、学生が、正課、学校行事およびその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。
- 補償の対象者
大学・短大に在籍している学生で、学生教育研究災害傷害保険(本学生は4年間強制加入)に加入している学生に限ります。
- 対象となる活動範囲
インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復。ただし、学校が正課、学校行事および課外活動として認めた場合に限る。
(注)ここでいう「課外活動」とは、インターンシップ、ボランティア活動を実施することを目的として組織され、大学の学内学生団体としての認証を受けた団体の管理下のクラブ活動をいいます。
- 保証金の種類・賠償金額および保険料
補償内容 : 対人賠償と対物賠償を合わせて、1事故につき1億円程度
(免責金額 0円)
保険料 : 1年間 210円、2年間 420円、3年間 630円
〔保険始期(4月1日)以降に加入する場合も同額となります。〕
- 保険期間
4月1日～翌年3月31日(1年間)
- 申込先
学生スポーツボランティア支援室(学生課スポーツ支援係)に、申込書と所定の保険料を添えて申し込んで下さい。申込書は、学生スポーツボランティア支援室にあります。

※ご不明の点は、学生スポーツボランティア支援室(学生課スポーツ支援係)までお問い合わせ下さい。(TEL:0994-46-4890)